

大田市告示第133号

大田市社会福祉法人指導監査実施要綱（平成29年大田市告示第102号）の一部を次のように改正する。

令和4年7月7日

大田市長 楫野弘和

第4条に次のただし書を加える。

ただし、一般監査については、公衆衛生等、感染症のまん延を防止する必要性が極めて高く、実地においてこれを行うことが困難であるものとして、厚生労働省社会・援護局長が定めるところにより、実地によらないことができるものとする。

附 則

この告示は、令和4年7月7日から施行する。